

芦屋市立山手中学校いじめ防止基本方針【令和8年4月改訂】

芦屋市立山手中学校

1 本校の方針

本校は、「豊かな心を育て 確かな学力 たくましい体力を身につける」を教育目標に掲げ、心身ともに健康で、心豊かな生徒の育成を推進している。また地域に開かれた学校を目指している。

生徒指導においてはカウンセリングマインドを基本とし、問題行動の早期発見・未然防止に努めるとともに、いじめや暴力には毅然とした態度で対応する。そしてすべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組める環境づくりを推進する。

いじめ防止に向けては、日常の指導体制を整備し、未然防止および早期発見に努める。また、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対応するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」）

いじめについては、「いじめは、どの学級にも起こり得ること」「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないこと」「いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であること」という認識をすべての教職員が共有する。

そのうえで、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。そのため、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

日常の教育相談体制、生徒指導体制等の校内組織を整備し、関係機関と連携しながら、いじめ防止のための措置を実効的に推進する。また、管理職を含む複数の教職員や心理学等の専門知識を有する者で構成される「校内いじめ対応チーム」を設置する。（「いじめ防止対策推進法」第22条に基づく）

いじめの問題の解決においては、学校のみでの解決が困難な場合も想定されることから、育友会、地域、関係機関等と連携し、情報共有が可能な体制を構築する。

別紙1 校内指導体制および関係機関

また、いじめはSNS等の普及により大人が気づきにくく、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない体制を整え、早期発見に努める。

(2) 未然防止および早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて生徒の社会性を育成するとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを理解し、互いの人格を尊重する態度を養う。

また、いじめの早期発見のため、毎学期のアンケート調査や教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整備する。SNSや専用相談窓口等も活用し、生徒が悩みを相談しやすい環境の充実に努める。さらに、家庭・地域との情報共有を進め、見守り体制を強化する。

インターネット上の誹謗中傷等については、適切な利用方法やいじめ防止に関する学習機会を提供し、情報モラル教育の推進および講演会等を実施する。教職員および保護者に対しても啓発を行い、インターネット上の問題への理解を深める。

別紙2 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いがある情報を把握した場合、またはいじめを認知した場合には、速やかに校内組織へ報告し、情報の収集・記録・共有および事実確認を行い、学校全体で迅速に対応する。

また、学校、地域、福祉、警察等との連携体制を構築し、加害生徒に対しては毅然とした指導を行う。

なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たしている場合とする。

- ①いじめの行為が、少なくとも3か月を目安に止んでいること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」をいう。身体に重大な傷害を負った場合や金品等に重大な被害を受けた場合等が想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合」も該当し、年間30日以上欠席を目安とする。ただし、連続した欠席の場合には、事案ごとに判断する。

さらに、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申立てがあった場合には、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップのもと、学校が主体となって対応する。いじめ対応チームに専門的知識および経験を有する外部専門家等を加えた組織により調査を行い、事態の解決に当たる。

事案によっては、市教育委員会が設置する調査委員会に協力する。

5 その他の事項

信頼される学校を目指し、学校だよりの充実やホームページの更新等を通じて積極的な情報発信に努める。

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があることから、本方針を学校のホームページ等で公開するとともに、保護者会や三者懇談等の機会を活用し、保護者および地域への周知に努める。

また、本方針が実情に即して効果的に機能しているかを「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。見直しにあたっては、生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加を確保するよう留意する。さらに、保護者および地域の意見も積極的に聴取する。

校内指導体制および関係機関 (令和8年4月改訂)

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもと、学校全体で組織的な取り組む。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、機動的に対応できる「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心に、特定の教員が問題を抱え込むことのないよう、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を徹底し、学校全体で総合的ないじめ対策を実施する。
- 4 生徒の実態および地域の状況に応じた取り組みを展開するため、アンケート等を活用し、定期的に検証・評価を行う。

<いじめ対応チームの構成員>

いじめ対応チーム

校長 教頭 生徒指導主事 各学年生徒指導担当
 生徒支援担当 学年主任 養護教諭
 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

拡大いじめ対応チーム(関係機関が入ったもの)

芦屋市教育委員会 学校運営協議会委員 民生主任児童委員
 こども家庭総合支援担当 西宮こども家庭センター等

校内組織

特別支援教育委員会

人権教育委員会

生徒指導部会

第1学年

第2学年

第3学年

保護者・地域、関係機関との連携

育友会 芦屋市教育委員会

兵庫県教育委員会 学校運営協議会

学校支援チーム 青少年愛護センター

芦屋警察署 こども家庭総合支援員

西宮こども家庭センター

校区内小学校 等

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。

年間指導計画

	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	職員共通理解 (指導方針 組織づくり 指導計画等) 生徒指導部会(週1回開催) いじめ防止等対策委員会	教育相談 全校集会
5月	部活動懇談会 生徒指導部会(週1回開催)	学年集会 全校集会
6月	生徒指導部会(週1回開催) いじめ防止等対策委員会	職員いじめ発見強化月間 いじめアンケート 二者懇談 全校集会
7月	情報モラル講演 生徒指導部会(週1回開催) 自己評価の実施 1学期の総括	三者懇談 学年集会 全校集会
8月	生徒指導研修 人権研修会	休み中の情報確認
9月	生徒指導部会(週1回開催) いじめ防止等対策委員会	全校集会
10月	行事を通じて仲間意識、思いやりを高める いじめ撲滅月間 生徒指導部会(週1回開催)	学年集会 全校集会
11月	生徒指導部会(週1回開催) いじめ防止等対策委員会	いじめアンケート 二者懇談 全校集会
12月	学校評価による取組の検証 人権週間、人権授業 生徒指導部会(週1回開催) 2学期の総括	三者懇談 学年集会 全校集会
1月	生徒指導部会(週1回開催) 生活指導週間	学年集会 全校集会
2月	生徒指導部会(週1回開催) いじめ防止等対策委員会	いじめアンケート 二者懇談 全校集会
3月	3学期の総括 1年間のまとめ 次年度の計画 基本方針の見直し	二者懇談 学年集会 全校集会